

特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)

[PCT18条、PCT規則43、44]

出願人又は代理人の書類記号 TH1-1571-PCT	今後の手続 については、	様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。
国際出願番号 PCT/JP2019/050442	国際出願日(日.月.年) 23.12.2019	優先日(日.月.年) 28.01.2019
出願人(氏名又は名称) 京セラ株式会社		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。  
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 6 ページである。

この国際調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この  
国際出願の翻訳文(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b.  この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43.6の2(a))。

c.  この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる(第I欄参照)。

2.  請求の範囲の一部の調査ができない(第II欄参照)。

3.  発明の単一性が欠如している(第III欄参照)。

4. 発明の名称は

出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。

5. 要約は

出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項(PCT規則38.2)の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

6. 図面に関して

a. 要約とともに公表される図は、第 23 図とする。

出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b.  要約とともに公表される図はない。

## 第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの国際調査機関は認めた。

文献1 : Huawei, HiSilicon, On backhaul link radio link failure handling for IAB[online], 3GPP TSG RAN WG1 adhoc\_NR\_AH\_1901 R1-1901264, 2019.01.12, [検索日 2020.01.20], Internet:<URL:http://www.3gpp.org/ftp/tsg\_ran/WG1\_RL1/TSGR1\_AH/NR\_AH\_1901/Docs/R1-1901264.zip>, pp.2-3

文献1には、Parent node（本願発明の「上位装置」に相当。以下、括弧内は同様。）に無線で接続し、Parent nodeとChild IAB node(下位装置)との間の通信を中継するIAB node（中継装置）の制御方法であって、IAB nodeが、Parent nodeとの間に確立したBHリンクのRLF（接続障害）を検知すること、IAB nodeが、RLFを検知した場合に、当該IAB node配下のChild IAB nodeのBHリンクを解放させるために、RLM（無線接続の維持）のための周期的信号送信（所定の下りリンク信号の送信）を停止すること、IAB nodeが、所定のタイマの間にBHリンクのリカバー（再確立）を試みること、当該所定のタイマの間にBHリンクがリカバーしない場合に、Child IAB nodeが、IABノードとの無線接続を切断（解放）することが記載されており(p.2 line 12- p.3 line 1)、IAB nodeが、Parent nodeとの間のBHリンクのリカバーに失敗した場合に、IAB nodeとChild IAB nodeとの間の無線接続を解放させる制御を行っていることが認められる。

（発明1）請求項1-6、9

請求項1-2は、文献1により新規性が欠如しているため、特別な技術的特徴を有しない。しかしながら、請求項1の従属請求項である請求項3は、「所定制御は、中継装置から下位装置に対して、無線接続の解放を指示する制御信号を送信する制御である」という特別な技術的特徴を有しており、請求項4-6も、請求項3と同一の技術的特徴を有している。そして、請求項9は、請求項1に係る発明の発明特定事項をすべて含む同一のカテゴリの請求項である。

したがって、請求項1-6、9に係る発明を発明1に区分する。

（発明2）請求項7-8

請求項7-8は、発明1に区分された請求項3と、「上位装置に無線で接続」する「中継装置」という共通する技術的特徴を有している。しかしながら当該技術的特徴は、文献1の開示内容に照らして、先行技術に対する貢献をもたらすものではないから、当該技術的特徴は、特別な技術的特徴であるとは言えない。また、これらの発明の間には、他に同一の又は対応する特別な技術的特徴は存在しない。

さらに、請求項7-8は、請求項1の従属請求項ではない。また、請求項7-8は、発明1に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にはない。

したがって、請求項7-8は発明1に区分できない。

そして、請求項7-8は、「上位装置と下位中継装置との間の通信を無線で中継する中継装置の制御方法であって」、「前記上位装置よりも上位の装置が接続障害を検知したことに基づいて、中継装置以外の他の上位装置へ前記下位中継装置が接続することを補助する又は要求する情報を前記下位中継装置に送信することと、下位中継装置が前記他の上位装置に接続したことを示す通知情報を前記下位中継装置から受信すること」という特別な技術的特徴を有しているため、発明2に区分する。

## 第Ⅲ欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

1.  出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2.  追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3.  出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4.  出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の  
申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

<p>A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））                  H04W 16/26(2009.01)i; H04W 24/04(2009.01)i; H04W 76/18(2018.01)i; H04W 76/30(2018.01)i                  FI: H04W76/18; H04W76/30; H04W24/04; H04W16/26</p>										
<p>B. 調査を行った分野</p>										
<p>調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））                  H04B7/24-7/26, H04W4/00-99/00</p>										
<p>最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの</p> <table border="0"> <tr> <td>日本国実用新案公報</td> <td>1922 - 1996年</td> </tr> <tr> <td>日本国公開実用新案公報</td> <td>1971 - 2020年</td> </tr> <tr> <td>日本国実用新案登録公報</td> <td>1996 - 2020年</td> </tr> <tr> <td>日本国登録実用新案公報</td> <td>1994 - 2020年</td> </tr> </table>			日本国実用新案公報	1922 - 1996年	日本国公開実用新案公報	1971 - 2020年	日本国実用新案登録公報	1996 - 2020年	日本国登録実用新案公報	1994 - 2020年
日本国実用新案公報	1922 - 1996年									
日本国公開実用新案公報	1971 - 2020年									
日本国実用新案登録公報	1996 - 2020年									
日本国登録実用新案公報	1994 - 2020年									
<p>国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）</p>										
<p>C. 関連すると認められる文献</p>										
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号								
X	Huawei, HiSilicon, On backhaul link radio link failure handling for IAB[online], 3GPP TSG RAN WG1 adhoc_NR_AH_1901 R1-1901264, 2019.01.12, [検索日 2020.01.20], Internet:<URL:http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG1_RL1/TSGR1_AH/NR_AH_1901/Docs/R1-1901264.zip> pp.2-3	1-4,6,9								
A	全文	5,7-8								
X	JP 2014-222882 A (クオアルコム・インコーポレイテッド) 27.11.2014 (2014-11-27) 段落[0064]-[0067]	1,3,9								
A	全文	2,4-8								
X	CATT, End to end reliability in IAB[online], 3GPP TSG RAN WG2 #103bis R2-1813711, 2018.09.28, [検索日 2020.02.20], Internet:<URL:http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG2_RL2/TSGR2_103bis/Docs/R2-1813711.zip> p.4	7-8								
<p><input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input checked="" type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。</p>										
* 引用文献のカテゴリー	<p>“T” 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と抵触するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの</p>									
“A” 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの	<p>“X” 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの</p>									
“E” 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの	<p>“Y” 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの</p>									
“L” 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）	<p>“&amp;” 同一パテントファミリー文献</p>									
“O” 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献										
“P” 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献										
国際調査を完了した日	国際調査報告の発送日									
20.02.2020	03.03.2020									
名称及びあて先	権限のある職員（特許庁審査官）									
日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	野村 潔 5J 1209									
	電話番号 03-3581-1101 内線 3534									

C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリ*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
P, X	Kyocera, Consideration of topology adaptation upon BH RLF[online], 3GPP TSG RAN WG2 #105 R2-1900919, 2019.02.15, [検索日 2020.01.20], Internet:<URL:http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG2_RL2/TSGR2_105/Docs/ R2-1900919.zip> p. 2 2.1節-2.2節	1-4, 6, 9

国際調査報告  
パテントファミリーに関する情報

国際出願番号

PCT/JP2019/050442

引用文献	公表日	パテントファミリー文献	公表日
JP 2014-222882 A	27.11.2014	US 2011/0242970 A1 段落[0208]-[0211] WO 2011/127018 A1 CN 102907165 A	